

登別市津波避難計画

登 別 市

目 次

第1章 総 則	1
1 目 的	1
2 計画の修正	1
3 用語の意味	1
第2章 津波避難計画	3
1 避難対象地域	3
2 避難困難地域	6
3 指定避難所	8
4 津波避難ビル	10
5 避難路・避難経路	12
6 避難方法	12
第3章 初動体制	20
1 職員の連絡・参集体制	20
2 津波情報の収集・伝達	21
第4章 避難勧告等の発令	22
1 発令基準	22
2 発令時期及び発令手順	22
3 伝達方法	23
第5章 津波対策の教育・啓発	25
1 津波防災啓発の手段	25
2 津波防災啓発の内容	25
第6章 観光客への避難対策	27

資 料

○避難路（鷺別地区から富岸地区）	28
○避難路（新生地区から青葉地区）	29
○避難路（青葉地区から幌別地区）	30
○避難路（幌別地区から幸地区）	31
○避難路（幸地区から登別地区）	32

第1章 総則

1 目的

この計画は、津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民等の生命と身体の安全を確保するための避難計画である。

本計画において、津波災害の危機が切迫した地域におけるすべての居住者、観光客、通過者等（以下、「避難者」という。）が本計画の対象となる。

2 計画の修正

この計画は、適宜検討を加え、必要があると認められるときには、これを修正する。

3 用語の意味

この計画において使用する用語等は次のとおりである。

（1）津波浸水想定区域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する区域及び水深をいう。北海道（以下、「道」という）が平成24年6月28日に公表した「北海道太平洋沿岸の津波浸水予測図」による津波の浸水想定に基づき定める。

（2）避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が定める範囲をいう。範囲については、安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で定める。

（3）避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域外または指定緊急避難場所等まで避難することが困難な地域をいう。

（4）指定避難所

住宅が損壊した被災者等が避難する施設で、災害による生命の危険性が低下し、帰宅及び仮設住宅等に移動できるまで生活を送る施設をいう。市が避難対象地域外に指定するもので、本マニュアルでは、津波に対応した避難所を指す。

（5）指定緊急避難場所

津波の危険から緊急的に避難するための高台や施設等をいう。

(6) 避難目標地点

津波の危険から緊急的に避難するために、地域住民（町内会等）と市が協議を行い、市が避難対象地域外に避難の目標として設定する場所をいう。必ずしも指定緊急避難場所と一致するわけではない。

(7) 高台避難場所

津波時に緊急的に避難する海拔 10m以上の避難場所をいう。指定緊急避難場所のひとつ。

(8) 津波避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市が指定する。指定緊急避難場所のひとつ。

(9) 避難路

避難する場合の経路で、市が選定する主要道路をいう。

(10) 避難経路

避難する場合の避難路等に接続する経路で、地域住民が選定するものをいう。

(11) 避難準備・高齢者等避難開始

市町村長が、必要と認める地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを準備してもらうために発表する情報。高齢者や障がい者等の避難に時間を有する者は避難を開始する目安となる。

(12) 避難勧告

市町村長が、必要と認める地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを勧告すること。

津波災害は、危険区域から一刻も早い避難が必要であることから、避難勧告は発令せず、避難指示（緊急）を発令する。ただし、遠地地震の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報が発表される可能性があることを認識し、避難勧告の発令を検討する。

(13) 避難指示（緊急）

市町村長が、急を要すると認めるときに、必要と認める地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを指示すること。ただし、立ち退き避難を行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると避難者が判断した場合は、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保を行う。

第2章 津波避難計画

1 避難対象地域

避難対象地域の選定にあたっては、避難勧告等を発令する場合に、対象の地域名が住民等に正確かつ迅速に伝わることを重視し、丁目を基本単位とする。

なお、本避難計画における避難の考え方は、避難対象地域外の町内会等における自主的な避難計画にも準用する。

町内会名等	所属町名	避難対象地域の区別
登別温泉日和山町内会	登別温泉町	—
登別温泉湯の滝町内会		
登別温泉湯の花町内会		
登別温泉青山町内会		
登別温泉紅葉谷町内会	中登別町	
新登別町内会	上登別町	
カルルス温泉町内会	カルルス町	
中登別町内会	中登別町	
東札内町内会	札内町	
中札内町内会		
西札内町内会		
東来馬町内会	来馬町	
登別東町一町会	登別港町1丁目 登別東町1丁目	
登別東町2町会	登別東町2丁目	
登別東町第三町会	登別東町3丁目	
登別東町第4町会	登別東町4丁目	
登別東町第五町会	登別東町5丁目	—
登別東町団地町内会		
登別本町会	登別本町1丁目 登別本町3丁目	避難対象
登別本町2町会	登別本町2丁目	
紀文台町内会	中登別町	—
富浦町会	富浦町1丁目 富浦町2丁目 富浦町5丁目	避難対象
すずらん団地町内会	富浦町4丁目 幸町3丁目 幸町4丁目 幸町5丁目 幸町6丁目	

町内会名等	所属町名	避難対象地域の区別
幌別第一町内会	幌別町 1 丁目	避難対象
幌別第二町内会	幌別町 2 丁目	
幌別第三町内会	幌別町 3 丁目	
幌別鉄南第 5 町内会	幌別町 4 丁目	
幌別鉄南第 6 町内会	幌別町 5 丁目	
幌別鉄南第 7 町内会	幌別町 6 丁目	
幌別鉄南第 8 町内会	幌別町 7 丁目	
	幌別町 8 丁目	
千歳町内会	千歳町	—
	千歳町 6 丁目	避難対象
新栄町内会	新栄町	
ニナルカ町内会	幸町 1 丁目	
	幸町 2 丁目	
緑ヶ丘町内会	常盤町 3 丁目	
	千歳町 3 丁目	
南千歳町内会	千歳町 2 丁目	
	千歳町 4 丁目	
	千歳町 5 丁目	
常盤町内会	常盤町 1 丁目	
	常盤町 2 丁目	
	常盤町 4 丁目	
	常盤町 5 丁目	
	常盤町 6 丁目	—
千歳団地町内会	千歳町 1 丁目	避難対象
中央栄町内会	中央町 1 丁目	
中央町駅前町内会	中央町 2 丁目	
中央町三丁目町内会	中央町 3 丁目	
中央町十字街町内会	中央町 4 丁目	
中央町内会	中央町 5 丁目	
中央新生町内会	中央町 6 丁目	
中央東町内会	中央町 7 丁目	
新川町内会	新川町 1 丁目	
新川第二町内会	新川町 2 丁目	
香風町会	新川町 3 丁目	
プレハブ町内会	新川町 4 丁目	
	富士町 3 丁目	
曙町内会	富士町 1 丁目	
新和会	富士町 2 丁目	
山手町内会	富士町 4 丁目	
柏木町内会	富士町 5 丁目	
	富士町 6 丁目	
	富士町 7 丁目	
柏木団地町内会	柏木町 1 丁目	
	柏木町 2 丁目	
	柏木町 3 丁目	
	柏木町 4 丁目	
	柏木町 5 丁目	—
望洋団地町内会	片倉町 1 丁目	—

町内会名等	所属町名	避難対象地域の区別
片倉町内会	片倉町 2 丁目	避難対象
西団地町内会	片倉町 3 丁目	
	片倉町 4 丁目	
	片倉町 5 丁目	
	片倉町 6 丁目	
鉾山町内会	鉾山町	—
来福町内会	桜木町 1 丁目	避難対象
さくら団地自治会	桜木町 2 丁目	
桜木団地町内会	桜木町 3 丁目	
西川上町内会	桜木町 4 丁目	
新登津町内会	桜木町 5 丁目	
緑町団地町内会	桜木町 6 丁目	
青葉町青嶺高町内会	緑町 2 丁目	
市営住宅桜木自治会	青葉町	
若緑町内会	緑町 1 丁目	
あかしや町内会	若山町 1 丁目	
若山団地町内会	若山町 2 丁目	
汐平町内会	若山町 3 丁目	
大和町内会	大和町 1 丁目	
	大和町 2 丁目	
富岸町内会	富岸町	—
	富岸町 1 丁目	避難対象
	富岸町 2 丁目	
	富岸町 3 丁目	
新生団地自治会	新生町 2 丁目	避難対象
新生町 2 丁目町会		
新生町内会		
新生北町内会		
新生町三丁目町会		
新生町望洋町内会	新生町 5 丁目 新生町 6 丁目	—
鷺別 1 丁目町内会	鷺別町 1 丁目	避難対象
鷺別 2 丁目町内会	鷺別町 2 丁目	
鷺別 3 丁目町内会	鷺別町 3 丁目	
鷺別町 4 丁目町内会	鷺別町 4 丁目	
鷺別町 6 丁目町内会	鷺別町 5 丁目	
ひまわり町内会	鷺別町 6 丁目	
はまなす町内会	栄町 1 丁目	
ありあけ町内会	栄町 2 丁目	
はまわし町内会	栄町 3 丁目	
富浜町内会	栄町 4 丁目	
若葉町内会	若山町 4 丁目	

町内会名等	所属町名	避難対象地域の区別
若草町内会	若草町 1 丁目	避難対象
若草第二町内会	若草町 2 丁目	
	若草町 3 丁目	
	若草町 4 丁目	
	若草町 5 丁目	
	若草町 6 丁目	
	上鷲別町	—
美園南町内会	美園町 1 丁目	避難対象
旭ヶ丘町内会	美園町 2 丁目	
美園町会	美園町 3 丁目	
	美園町 4 丁目	
	美園町 5 丁目	
美不二町会	美園町 6 丁目	—
桜ヶ丘町会		

※「—」は避難対象外。

2 避難困難地域

本市においては、避難対象地域内で、高台避難場所までの距離が 2,000m 以上の地域が該当する。避難困難地域は、避難訓練等を実施して、津波到達予測時間内に避難できるか否かを確認した上で、必要と認めたときには、修正する。

避難困難地域の選定は、以下の（１）～（５）の手順で行う。

（１）津波到達予測時間の設定

津波到達予測時間及び予想される津波の高さは、道が作成した「北海道太平洋沿岸の津波浸水予測図」に基づき設定する。

津波（第 1 波）到達予想時間	48 分
予想される津波の高さ	10.2m

（２）指定緊急避難場所（高台避難場所）の設定

避難者が避難対象地域外へ避難する際の目標地点（高台避難場所）を、避難対象地域外に設定する。

高台避難場所の設定の考え方は、次のとおりとする。

- ① 海拔 10m 以上で多くの住民等が避難できるところ
- ② 原則、歩いて避難できるところ
- ③ 階段や道路等が整備されていないところでも、緊急的に避難が可能であるところ
- ④ 草地や林等であっても、緊急的に避難が可能であるところ
- ⑤ 多少の傾斜地であっても、緊急的に避難が可能であるところ

◎高台避難場所一覧

番号	町名	名称	海拔(m)
1	白老町虎杖浜	国道36号と道道登別港線との交差点付近	23
2	白老町虎杖浜	小和田宅前付近	22
3	登別東町	金毘羅寺付近	53
4	登別本町	アオノ産資付近	26
5	登別本町	時代村社員寮付近	40
6	富浦町	富浦墓地付近	71
7	富浦町	国道36号と市道富浦1号線との交差点付近	17
8	千歳町	サト岡志別大橋付近	33
9	千歳町	岡志別の森運動公園奥付近	12
10	千歳町	千歳町6丁目ウグイス団地奥高速道路付近	35
11	千歳町	日本工学院北海道専門学校学生寮 「ドミトリー千歳」奥付近	22
12	千歳町	道道上登別室蘭線と市道カルルス路線との交 差点付近	57
13	千歳町	幌別中学校付近	21
14	千歳町	陸上競技場付近	14
15	常盤町	(有)真英技建加工場付近	29
16	柏木町	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近	14
17	柏木町	柏木ジュニアーズ石山球場付近	20
18	柏木町	望洋公園付近	84
19	富士町	大英寺奥旧土取り場付近	11
20	片倉町	望洋団地付近	28
21	川上町	見晴公園付近	42
22	川上町	ノボリトランシナイ川高速道路付近	14
23	青葉町	青葉小学校付近	13
24	青葉町	高速道路青葉橋付近	37
25	若山町	老人憩の家若山の家付近	13
26	富岸町	いぶり花づくりネットワーク付近	24
27	富岸町	富岸墓地付近	24
28	富岸町	緑陽中学校付近	19
29	富岸町	いなか村ゴルフ練習場付近	32
30	富岸町	いなか村付近	21
31	富岸町	亀田霊園付近	68
32	富岸町	亀田記念公園付近	16
33	新生町	法栄寺付近	41
34	新生町	老人憩の家希望の家付近	29
35	上鷺別町	高野台団地入口付近	43
36	若草町	若草望洋広場付近	18
37	上鷺別町	優和公園奥小川宅付近	43
38	上鷺別町	尾形組奥伊藤宅付近	40
39	美園町	室蘭総合自動車学校付近	30
40	美園町	上鷺別墓地付近	24
41	美園町	熊谷宅裏山付近	12
42	美園町	上鷺別神社付近	25
43	鷺別町	真宗寺・鷺別神社付近	25
44	室蘭市日の出町	日の出町2号公園付近	12
45	室蘭市高砂町	高砂小学校付近	16

(3) 避難路及び避難経路の選定

高台避難場所まで短時間で、かつ安全に到達できる避難路及び避難経路を選定する。

避難路及び避難経路の選定の考え方は、『第2章 津波避難計画』－『5. 避難路・避難経路』に記載する。

(4) 避難可能範囲の設定

津波到達予測時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予測時間までの間に避難が可能な範囲を設定する。

避難可能距離の設定にあたっては、徒歩による避難を原則とし、次の式より算出する。

避難可能距離	≒	(歩行速度)	×	(津波到達予測時間)
2,000m	≒	48m/分	×	(48分－5分)

歩行速度の48m/分(0.8m/秒)は、総務省消防庁が作成した津波対策推進マニュアル検討報告書の「自力のみで行動できにくい人(水平)」の歩行時間により設定した。

また、地震発生から5分後には避難を開始できるものと設定した。

(5) 避難困難地域の選定

前記(1)～(4)までの検討に基づき、避難対象地域のうち津波到達予測時間内に、設定した避難路を通して高台避難場所まで到達可能な範囲を設定し、この範囲から外れる地域を避難困難地域として定める。

3 指定避難所

指定避難所は、津波の危険から避難するために避難者が直接又は高台避難場所に避難した後に避難する場所であり、避難対象地域の範囲を勘案し選定する。

指定避難所は、「第1次津波避難所」及び「第2次津波避難所」に大別する。

「第1次津波避難所」は、避難勧告等の各段階で開設・閉鎖する。

「第2次津波避難所」は、実際に大津波による被害が発生し、津波警報等解除後に高台避難場所に避難した避難者を受け入れるために開設する。

「第2次津波避難所」は、「第1次津波避難所【避難指示(緊急)(津波警報・大津波警報)】」、次表で示す「第2次津波避難所一覧」及び津波及び地震等の被害の状況により使用できる他の公共施設を加えたほか、民間及び他の自治体と連携・協力体制のもと民間施設等を対象範囲に含めて開設するものとする。

◎第1次津波避難所一覧

◆第1次津波避難所【避難準備・高齢者等避難開始（津波注意報）】

施設名	所在地	構造	収容可能人数
鷺別公民館	鷺別町3丁目3-4	RC	400
鉄南ふれあいセンター	幌別町3丁目17-1	RC	400
市民会館	富士町7丁目33-1	RC	1,420
婦人センター	登別東町3丁目6-7	RC	510
登別中学校（体育館）	登別本町1丁目1-1	S	330
青葉小学校（体育館）	青葉町3-3	S	310
緑陽中学校（体育館）	富岸町1丁目11-1	S	310
合計	7施設		3,680

◆第1次津波避難所【避難勧告（遠地地震による津波警報）】

施設名	所在地	構造	収容可能人数
鷺別公民館	鷺別町3丁目3-4	RC	400
鉄南ふれあいセンター	幌別町3丁目17-1	RC	400
市民会館	富士町7丁目33-1	RC	1,420
婦人センター	登別東町3丁目6-7	RC	510
登別中学校（体育館）	登別本町1丁目1-1	S	330
幌別中学校（体育館）	千歳町3丁目1-3	S	370
青葉小学校（体育館）	青葉町3-3	S	310
緑陽中学校（体育館）	富岸町1丁目11-1	S	310
合計	8施設		4,050

◆第1次津波避難所【避難指示（緊急）（津波警報・大津波警報）】

施設名	所在地	構造	収容可能人数
総合福祉センター	片倉町6丁目9-1	RC	950
幌別中学校（体育館）	千歳町3丁目1-3	S	370
青葉小学校（体育館）	青葉町3-3	S	310
緑陽中学校	富岸町1丁目11-1	（校舎） RC	1,400
		（体育館） S	310
合計	4施設		3,340

※構造の「RC」は鉄筋コンクリート造、「S」は鉄骨造の略。

◎第2次津波避難所一覧

施設名	所在地	構造	収容可能人数
美園児童センター	美園町5丁目36-4	CB	90
登別温泉公民館	登別温泉町17	RC	70
のぼりべつ文化交流館	登別温泉町123	RC	290
ネイチャーセンター	鉱山町8-3	RC	140
旧登別温泉小学校	登別温泉町184	RC	150
カルルス婦人研修の家	カルルス町27-1	木造	40
老人憩の家白樺の家	中登別町152-3	木造	30
札内高原館	札内町73	CB	70
老人憩の家札内偕楽園	札内町73-1	木造	40
老人憩の家夕見の家	登別東町4丁目38-47	木造	30
老人憩の家翠の家	登別東町5丁目13-6	木造	50
登別児童館	登別東町4丁目19-2	CB	50
登別公民館	登別東町2丁目21-1	木造	60
老人憩の家明和園	登別東町2丁目21-1	木造	40
柏木婦人研修の家	柏木町4丁目24-8	木造	70
老人憩の家千歳福寿園	千歳町101-1	木造	30
老人憩の家柏木の家	柏木町4丁目31-2	木造	30
老人憩の家常盤の家	常盤町3丁目26-3	木造	30
老人憩の家富久寿園	富岸町1丁目3-2	木造	30
老人憩の家若山の家	若山町2丁目43-128	木造	50
老人憩の家希望の家	新生町5丁目23-21	木造	30
老人憩の家桜美園	上鷺別町117-26	木造	30
鷺別児童館	鷺別町1丁目36-3	木造	50
合計	23施設		1,500

※上記施設のほか、津波及び地震等の被害の状況により使用できる他の公共施設を加え、民間及び他の自治体と連携・協力体制のもと開設する。

※構造の「CB」はコンクリートブロック造の略。

4 津波避難ビル

津波から身を守るためには、直ちに高台に逃げるのが大切であるが、地震発生から津波到達までの時間的猶予や地形的条件等の理由により、高台避難場所までの避難が困難な場合がある。そのため、浸水想定区域内に緊急的・一時的な避難施設を確保する必要がある。

津波避難ビルは、住民等の生命の安全を確実に担保するものではないが、津波避難ビルの選定にあたって認識しておくべき最も重要な点は、津波から生命を守る可能性の高い手段を少しでも多く確保しておくという姿勢である。

このため、平成17年6月に内閣府が策定した「津波避難ビル等に係るガイドライン」、平成24年3月に国土交通省が策定した「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」及び平成24年6月に北海道が策定した「津波避難計画策定指針」を踏まえ、市内における避難施設を選定する際の要件等を「登別市津波避難ビルガイドライン」として定めた。

津波避難ビルガイドラインは以下のとおり。

①津波避難ビルの構造的要件

- RC（鉄筋コンクリート造）又はSRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）の建物構造とする。
- 耐震性を有していること。（昭和56年新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強済みの建物等）
- 避難スペースの高さは想定される津波の浸水の高さに3.5メートル（一般的な階層に相当する高さ）を加えた数値以上にある所とする。

②津波避難ビルの位置的要件

- 北海道が平成24年6月28日に公表した「北海道太平洋沿岸の津波浸水予測図」において、津波浸水想定区域内にあること。
- 海岸に直接面していないこと。

③津波避難ビルの選定

- 上記、「①構造的要件」と合致する候補施設を、上記の「②位置的要件」に沿った地域から選定する。
- マンション等住宅においては、津波避難ビル選定について、施設所有者・管理者及びマンション等住民の意見を代弁できる代表者の同意を得た施設から選定する。
- 施設所有者・管理者等の合意が得られた後、津波避難ビルに関する協定書の取り交わしを行い、選定を行うものとする。
ただし、公共施設及びこれに準じる施設を選定する場合は、協定書の取り交わしを要しないものとする。
- 上記要件と合致した建物であっても、避難スペースの確保が難しい施設、使用目的などが特殊な施設及び多くの地域住民から不安視された施設等、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。
- 施設には、その施設が避難ビルに選定されていることを示す表示板を掲示する。その際、標識のデザインはISOにより国際規格化されたピクトグラムを使用する。



④津波避難ビルとして活用

- 津波避難ビルとしての活用は、津波警報又は大津波警報発表時から警報が解除され、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまで、又は市が必要と認めるときから市が必要でなくなったと認めるときまでとする。
- 開設時の施設の利用及び解錠方法等については、施設管理者等との事前確認を綿密に行うものとする。

⑤周知、啓発等

【周知】

- 津波避難ビルを選定した場合には、広報のぼりべつ及びホームページ等を利用して住民等に対して周知を行うとともに、登別市連合町内会役員会等にて周知を図る。

また、防災関係機関への周知を行い、平時からの情報共有等を図る。

【啓発】

- 市は、平時から住民、自主防災組織及び防災関係団体等に対して、津波避難ビルの選定の目的及び活用方法等について啓発する。
- 市は、津波避難ビルの活用にあたり、住民等に対して、施設管理者、施設に避難する避難者、双方が迷いなく、秩序ある行動ができるよう呼びかけを行う。

5 避難路・避難経路

避難路の指定及び避難経路の選定は、次の点を考慮するものとする。

- できるだけ短時間で高台避難場所に到達できること。
- 原則として、海岸方向に向かう経路ではないこと。

6 避難方法

避難にあたって自動車を使用することは、家屋の倒壊、落下物、渋滞、交通事故等により走行できない場合があり、自動車が徒歩による避難者の避難を妨げる等の理由により円滑な避難ができないおそれがあることから、避難の方法は原則として徒歩によることとする。

ただし、次のやむを得ない事情がある場合においては、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策を予め地域（町内会等）で検討することを条件に、自動車による避難を認めるものとする。自動車による避難者については、地域で自動車を使用する避難者一覧を作成するなど、避難ルート内の地域住民（町内会等）で情報共有することが望ましい。

- 単独による徒歩避難が極めて困難（避難行動要支援者）であり、他者の援護を受けても高台避難場所への避難が困難な場合。

なお、この場合、明らかに徒歩による移動が困難な場合を除き、地域で避難訓練等を複数回実施し、時間の短縮が望めない場合とする。

- 避難困難地域で、単独による徒歩避難では津波到達予想時間内に避難が間に合わない場合。

なお、この場合、地域で避難訓練等を複数回実施し、時間の短縮が望めない場合とする。

◎避難対象地域、避難困難地域、高台避難場所、第1次津波避難所、避難路、避難経路、津波避難ビル

避難対象地域	避難困難地域	高台避難場所	第1次津波避難所	主な避難路	避難経路	津波避難ビル	備考
登別東町一町会 (登別港町1丁目、 登別東町1丁目)	—	小和田宅前付 近・金毘羅寺付 近	登別中学 校	道道登別停車場 線・国道36号・道 道洞爺湖登別線	別に定 める	JCHO登別 病院職員宿舎	
登別東町2町会 (登別東町2丁目)	—	金毘羅寺付近・ アオノ産資付近	登別中学 校	道道登別停車場 線・道道洞爺湖登 別線・市道石山通 り・市道本町花園 通り	別に定 める	JCHO登別 病院職員宿舎	
登別東町第三町会 (登別東町3丁目、 登別東町4丁目)	—	金毘羅寺付近・ 東町運動広場付 近	登別中学 校	道道洞爺湖登別 線・市道登別環状 線・市道東町8号 線	別に定 める	JCHO登別 病院職員宿舎	
登別東町第4町会 (登別東町4丁目)	—	金毘羅寺付近・ 東町運動広場付 近	登別中学 校	国道36号・市道東 町8号線	別に定 める	JCHO登別 病院職員宿舎	
登別本町会 (登別本町1丁目、 3丁目)	—	アオノ産資付 近・時代村社員 寮付近	登別中学 校	市道本町花園通 り・市道登別環状 線・市道登別富浦 路線	別に定 める		
富浦町会 (富浦町1・2・5 丁目)	—	富浦墓地付近・ 国道36号と市 道富浦1号線と の交差点付近	登別中学 校	市道富浦1号線	別に定 める		
すずらん団地町内 会 (富浦4丁目、幸町 3～6丁目)	—	国道36号と市 道富浦1号線と の交差点付近	幌別中学 校	国道36号	別に定 める		
幌別第一町内会 (幌別町1・2丁目)	—	陸上競技場付 近・幌別中学校 付近	幌別中学 校	道道幌別停車場 線・道道弁景幌別 線・市道中央通 り・市道カルルス 路線	別に定 める	登別中央ショ ッピングセン ターアーニ ス、鉄南ふれ あいセンタ ー、登別記念 病院	
幌別第二町内会 (幌別町1～4丁 目)	—	陸上競技場付 近・幌別中学校 付近	幌別中学 校	道道幌別停車場 線・道道弁景幌別 線・市道中央通 り・市道カルルス 路線	別に定 める	登別中央ショ ッピングセン ターアーニ ス、鉄南ふれ あいセンタ ー、登別記念 病院	
幌別第3町内会 (幌別町1～4丁 目)	—	陸上競技場付 近・幌別中学校 付近	幌別中学 校	道道幌別停車場 線・道道弁景幌別 線・市道中央通 り・市道カルルス 路線	別に定 める	登別中央ショ ッピングセン ターアーニ ス、鉄南ふれ あいセンタ ー、登別記念 病院	
幌別鉄南第5町内 会 (幌別町3・4丁目)	—	陸上競技場付 近・幌別中学校 付近	幌別中学 校	道道幌別停車場 線・道道弁景幌別 線・市道中央通 り・市道カルルス 路線	別に定 める	登別中央ショ ッピングセン ターアーニ ス、ドミトリ ーほろべつ、 鉄南ふれあい センター、登 別記念病院	

避難対象地域	避難困難地域	高台避難場所	第1次津波避難所	主な避難路	避難経路	津波避難ビル	備考
幌別鉄南第6町内会 (幌別町3・4丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	道道幌別停車場線・道道弁景幌別線・市道中央通り・市道カルルス路線	別に定める	登別中央ショッピングセンターアーニス、ドミトリーほろべつ、鉄南ふれあいセンター、登別記念病院	
幌別鉄南第7町内会 (幌別町5・6丁目)	—	北海道ソーダ廃棄物処理場付近・陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	道道弁景幌別線・市道千歳10号線・市道千歳20号線・市道中央通り・市道カルルス路線・市道千歳1号線・市道札内路線	別に定める	登別中央ショッピングセンターアーニス、ドミトリーほろべつ、鉄南ふれあいセンター、市営住宅幌別東団地1号棟、登別記念病院	
幌別鉄南第8町内会 (幌別町7・8丁目)	—	北海道ソーダ廃棄物処理場付近・陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	道道弁景幌別線・市道千歳10号線・市道千歳20号線・市道中央通り・市道カルルス路線・市道千歳1号線・市道札内路線	別に定める	ドミトリーほろべつ、市営住宅幌別東団地1号棟	
千歳町内会 (千歳町6丁目、新栄町、幸町1・2丁目)	—	岡志別の森運動公園奥付近	幌別中学校	市道中央通り	別に定める		
新栄町内会 (新栄町)	—	サト岡志別大橋付近・岡志別の森運動公園奥付近	幌別中学校	市道サト岡志別路線・市道中央通り	別に定める		
ニナルカ町内会 (千歳町6丁目)	—	北海道ソーダ廃棄物処理場付近	幌別中学校	市道千歳1号線・市道札内路線	別に定める		
緑ヶ丘町内会 (常盤町3丁目、千歳町3丁目)	—	幌別中学校付近	幌別中学校	市道カルルス路線	別に定める		
南千歳町内会 (千歳町2・4・5丁目)	—	岡志別の森運動公園奥付近・北海道ソーダ廃棄物処理場付近	幌別中学校	市道中央通り・市道千歳1号線・市道札内路線	別に定める	ドミトリーほろべつ	
常盤町内会 (常盤町1・2・4・5丁目)	—	(有)真英技建加工場付近	幌別中学校	市道東通り・市道札内路線	別に定める		
千歳団地町内会 (千歳町1丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	市道中央通り・市道カルルス路線、	別に定める	ドミトリーほろべつ	
中央栄町内会 (中央町1丁目、千歳町1丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	市道中央通り・市道カルルス路線	別に定める	登別中央ショッピングセンターアーニス、ドミトリーほろべつ、登別記念病院	
中央町駅前町内会 (中央町1・2丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	市道中央通り・市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	別に定める	登別中央ショッピングセンターアーニス、登別記念病院	
中央町三丁目町内会 (中央町3丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	市道中央通り・市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	別に定める	登別中央ショッピングセンターアーニス、登別記念病院	

避難対象地域	避難困難地域	高台避難場所	第1次津波避難所	主な避難路	避難経路	津波避難ビル	備考
中央町十字街町内会 (中央町2～4丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	市道中央通り・市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	別に定める	登別中央ショッピングセンターアーニス、登別記念病院	
中央町内会 (中央町5・6丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	別に定める	登別中央ショッピングセンターアーニス	
中央新生町内会 (中央町5・6丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	市道中央通り・市道東通り・市道常盤通り・市道カルルス路線	別に定める	登別中央ショッピングセンターアーニス	
中央東町内会 (中央町6・7丁目)	—	陸上競技場付近・幌別中学校付近	幌別中学校	市道常盤通り・市道カルルス路線	別に定める		
新川町内会 (新川町1～3丁目)	—	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	総合福祉センター	道道上登別室蘭線・道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道来馬西路線・市道望洋線	別に定める	登別市民会館	
新川第二町内会 (新川町3・4丁目)	—	望洋団地付近	総合福祉センター	市道西通り・市道常盤通り・市道望洋線	別に定める	登別市民会館	
香風町会 (富士町3丁目、新川町3丁目)	—	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	総合福祉センター	道道上登別室蘭線・道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道来馬西路線・市道西通り・市道望洋線	別に定める	登別市民会館	
プレハブ町内会 (富士町3丁目)	—	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	総合福祉センター	道道上登別室蘭線・道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道来馬西路線・市道望洋線	別に定める	登別市民会館	
曙町内会 (富士町1・2・5丁目)	—	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	総合福祉センター	道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道富士60号線・市道片倉13号線	別に定める	登別市民会館	
新和会 (富士町4～7丁目)	—	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	総合福祉センター	道道上登別室蘭線・道道弁景幌別線・市道常盤通り・市道来馬西路線・市道望洋線	別に定める	登別市民会館	
山手町内会 (柏木町2丁目、富士町7丁目)	—	大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	総合福祉センター	市道常盤通り・市道来馬西路線・市道望洋線	別に定める	登別市民会館	
柏木町内会 (柏木町1～4丁目)	—	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近・柏木ジュニアーズ石山球場付近・大英寺奥旧土取り場付近・望洋団地付近	総合福祉センター	道道上登別室蘭線・市道来馬西路線・市道望洋線・市道常盤通り・市道富士60号線・市道片倉13号線	別に定める	登別市民会館	
柏木団地町内会 (柏木町1丁目)	—	柏木町5丁目高速道路下トンネル付近・柏木ジュニアーズ石山球場付近	総合福祉センター	道道上登別室蘭線・市道来馬西路線・市道望洋線	別に定める		

避難対象地域	避難困難地域	高台避難場所	第1次津波避難所	主な避難路	避難経路	津波避難ビル	備考
片倉町内会 (片倉町2～6丁目)	—	望洋団地付近・望洋公園付近	総合福祉センター	道道弁景幌別線・市道望洋線	別に定める	登別市民会館、西陵中学校	
西団地町内会 (片倉町5丁目)	—	望洋公園付近	総合福祉センター	道道弁景幌別線・市道望洋線	別に定める	西陵中学校	
来福町内会 (桜木町1・2丁目)	—	青葉小学校付近	青葉小学校	市道桜木5号線・市道中央通り・市道川上路線・道道上登別室蘭線	別に定める	市営住宅桜木団地	
さくら団地自治会 (桜木町2丁目)	—	青葉小学校付近	青葉小学校	市道川上路線・道道上登別室蘭線	別に定める	市営住宅桜木団地	
桜木団地町内会 (桜木町4丁目)	—	青葉小学校付近	青葉小学校	道道上登別室蘭線	別に定める	市営住宅桜木団地	
市営住宅桜木自治会 (桜木町4丁目)	—	青葉小学校付近	青葉小学校	道道上登別室蘭線	別に定める	市営住宅桜木団地	
西川上町内会 (緑町2丁目、桜木町2～6丁目、青葉町)	—	ノボリトラシナイ川高速道路付近	青葉小学校	市道川上路線	別に定める	市営住宅桜木団地	
新登津町内会 (桜木町2丁目、緑町2丁目)	—	青葉小学校付近	青葉小学校	市道川上路線・道道上登別室蘭線	別に定める	市営住宅桜木団地	
緑町団地町内会 (緑町2丁目)	—	青葉小学校付近	青葉小学校	市道川上路線・道道上登別室蘭線	別に定める	市営住宅桜木団地	
青葉町青嶺高町内会 (青葉町)	—	いぶり花づくりネットワーク付近	青葉小学校	道道上登別室蘭線	別に定める	登別青嶺高等学校	
若緑町内会 (緑町1丁目、若山町1丁目)	—	高速道路青葉橋付近・老人憩の家若山の家付近	青葉小学校	市道中央通り・市道若山18号線・道道上登別室蘭線・市道若山15号線・市道若山61号線・市道若山31号線・市道若山24号線・市道若山26号線	別に定める	登別青嶺高等学校、市営住宅桜木団地	
あかしや町内会 (若山町1・2丁目)	—	老人憩の家若山の家付近	緑陽中学校	市道若山15号線・市道若山61号線・市道若山31号線・市道若山24号線・市道若山26号線	別に定める	登別青嶺高等学校	
若山団地町内会 (若山町2・3丁目)	—	老人憩の家若山の家付近	緑陽中学校	市道若山31号線・市道若山24号線・市道若山26号線	別に定める	登別青嶺高等学校	
汐平町内会 (若山町3丁目、大和町2丁目)	—	富岸墓地付近・緑陽中学校付近	緑陽中学校	市道鷺別学田路路線・道道上登別室蘭線・市道富岸63号線	別に定める		
大和町内会 (大和町1・2丁目)	—	いぶり花づくりネットワーク付近・富岸墓地付近	緑陽中学校	国道36号・市道若山15号線・市道若山16号線・道道上登別室蘭線	別に定める	登別青嶺高等学校、市営住宅桜木団地	

避難対象地域	避難困難地域	高台避難場所	第1次津波避難所	主な避難路	避難経路	津波避難ビル	備考
富岸町内会 (富岸町1～3丁目)	—	いなか村付近・ 亀田記念公園付近	緑陽中学校	市道富岸西路線・ 市道富岸学園通り・ 市道鷺別学田路線・ 市道富岸54号線	別に定める	イオン登別店	
新生団地自治会 (新生町2丁目)	—	亀田記念公園付近・ 亀田霊園付近	緑陽中学校	市道富岸西路線	別に定める	イオン登別店	
新生町2丁目町会 (新生町2丁目)	—	亀田記念公園付近・ 亀田霊園付近	緑陽中学校	市道富岸西路線・ 道道上登別室蘭線	別に定める	イオン登別店	
新生町内会 (新生町1・3丁目)	—	法栄寺付近、老人憩の家希望の家付近・ 高野台団地入口付近	緑陽中学校	市道新生58号線・ 市道新生59号線・ 道道上登別室蘭線・ 市道新生23号線・ 市道新生28号線・ 市道鷺別学田路線・ 市道新生1号線・ 市道富岸西路線・ 市道新生5号線・ 市道新生11号線・ 市道新生3号線	別に定める		
新生北町内会 (新生町3・4丁目)	—	亀田記念公園付近・ 亀田霊園付近・ 法栄寺付近	緑陽中学校	市道富岸西路線・ 市道鷺別学田路線	別に定める	イオン登別店	
新生町三丁目町会 (新生町3丁目)	—	法栄寺付近・老人憩の家希望の家付近・ 高野台団地入口付近	緑陽中学校	市道新生23号線・ 市道新生28号線・ 市道鷺別学田路線・ 市道新生1号線・ 市道新生5号線・ 市道新生11号線・ 市道新生3号線	別に定める		
鷺別1丁目町内会 (鷺別町1丁目)	—	真宗寺・鷺別神社付近・ 日の出町2号公園付近・ 高砂小学校付近		国道36号・市道鷺別17号線・ 道道室蘭環状線・ 道道上登別室蘭線	別に定める		
鷺別2丁目町内会 (鷺別町2丁目)	—	日の出町2号公園付近・ 高砂小学校付近		道道室蘭環状線・ 道道上登別室蘭線	別に定める		
鷺別3丁目町内会 (鷺別町3丁目)	—	室蘭総合自動車学校付近		市道鷺別16号線・ 市道鷺別学田路線・ 市道美園30号線	別に定める	道営住宅鷺別団地	
鷺別町4丁目町内会 (鷺別町4丁目)	—	室蘭総合自動車学校付近		市道鷺別16号線・ 市道鷺別学田路線・ 市道美園30号線・ 市道鷺別25号線	別に定める	道営住宅鷺別団地	

避難対象地域	避難困難地域	高台避難場所	第1次津波避難所	主な避難路	避難経路	津波避難ビル	備考
鷺別町6丁目町内会 (鷺別町6丁目)	—	室蘭総合自動車学校付近		国道36号・市道鷺別25号線・市道鷺別16号線・市道鷺別学田路線・市道美園30号線	別に定める	道営住宅 鷺別団地	
ひまわり町内会 (鷺別町4～6丁目)	—	室蘭総合自動車学校付近		市道鷺別30号線・市道鷺別29号線・市道鷺別25号線・市道美園30号線・市道鷺別学田路線	別に定める	道営住宅 鷺別団地、道営住宅であえ一るはまなす団地	
はまなす町内会 (栄町1・2丁目、鷺別町6丁目)	—	若草望洋広場付近・室蘭総合自動車学校付近		国道36号・市道栄町27号線・市道鷺別30号線・市道若草101号線・市道若草100号線・市道鷺別学田路線・市道若草87号線・市道鷺別29号線・市道鷺別25号線・市道美園30号線	別に定める	道営住宅であえ一るはまなす団地	
ありあけ町内会 (栄町1丁目、鷺別5丁目)	—	若草望洋広場付近・室蘭総合自動車学校付近		国道36号・市道栄町27号線・市道鷺別30号線・市道若草101号線・市道若草100号線・市道鷺別学田路線・市道若草87号線・市道鷺別29号線・市道鷺別25号線・市道美園30号線	別に定める	道営住宅であえ一るはまなす団地	
はまわし町内会 (栄町2丁目)	—	若草望洋広場付近・室蘭総合自動車学校付近・亀田記念公園付近		国道36号・市道栄町27号線・市道鷺別30号線・市道若草101号線・市道若草100号線・市道鷺別学田路線・市道若草87号線・市道鷺別29号線・市道鷺別25号線・市道美園30号線・市道富岸西路線	別に定める	道営住宅であえ一るはまなす団地、イオン登別店	
富浜町内会 (栄町2～4丁目)	—	いなか村付近・亀田記念公園付近	緑陽中学校	国道36号・市道富岸西路線・市道鷺別学田路線・市道富岸54号線	別に定める	道営住宅であえ一るはまなす団地、イオン登別店	
若葉町内会 (若山町4丁目、栄町3丁目)	—	いなか村付近・亀田記念公園付近	緑陽中学校	市道富岸西路線・道道上登別室蘭線・市道富岸学園通り・市道鷺別学田路線・市道富岸54号線	別に定める	イオン登別店	

避難対象地域	避難困難地域	高台避難場所	第1次津波避難所	主な避難路	避難経路	津波避難ビル	備考
若草町内会 (若草町1・3・4・5・6丁目)	—	若草望洋広場付近・優和公園奥小川宅付近・尾形組奥伊藤宅付近・室蘭総合自動車学校付近		市道若草79号線・道道上登別室蘭線・市道若草37号線・市道若草43号線・市道若草100号線・市道鷺別学田路線・市道若草87号線・市道若草19号線・市道若草1号線・市道上鷺別4号線	別に定める		
若草第二町内会 (若草町1・2丁目)	—	若草望洋広場付近・優和公園奥小川宅付近		市道若草101号線・市道若草49号線・市道若草79号線・道道上登別室蘭線・市道若草37号線・市道若草43号線・市道若草100号線・市道鷺別学田路線・市道若草87号線・市道若草19号線・市道若草1号線・市道上鷺別4号線	別に定める		
美園南町内会 (美園町1～4丁目)	—	上鷺別墓地付近・高砂小学校付近		市道鷺別学田路線・道道上登別室蘭線・市道鷺別旧墓地路線・市道美園24号線	別に定める		
美園町会 (美園町3・5丁目)	—	上鷺別墓地付近・熊谷宅裏山付近・上鷺別神社付近		市道鷺別旧墓地路線・市道美園24号線・市道美園16号線・市道美園76号線	別に定める		
旭ヶ丘町内会 (美園町4丁目)	—	上鷺別墓地付近		市道鷺別旧墓地路線・市道美園24号線	別に定める		

※高台避難場所、第1次津波避難所、主な避難路、津波避難ビルについては、各地域の代表的な施設等の名称を記載しているものであり、これら施設等の利用を制限するものではない。

第3章 初動体制

1 職員の連絡・参集体制

津波による人的被害を軽減するためには、津波警報等の伝達や避難勧告等の発令を早期に、かつ正確に行うことが重要である。

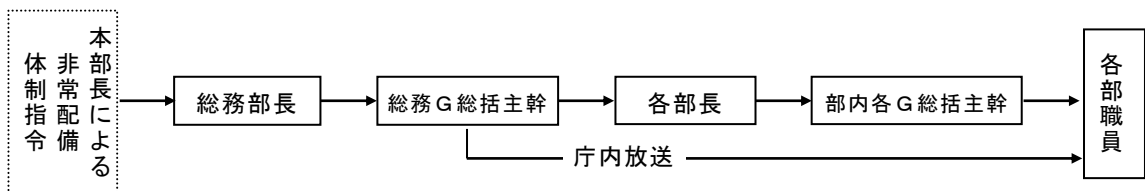
そのため、勤務時間内外に津波警報等が発表された場合、あるいは震度4以上の地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制については、「登別市地域防災計画『第1編 総則・防災組織』－『第3章 防災組織』－『第3節 非常配備体制』」に定めるもののほか、次による。

◎勤務時間内の伝達系統

○非常配備体制（警戒体制・非常配備）が指令された場合、又は市本部を設置した場合、本部長（市長）の指示により、関係部長に対し通知するとともに庁内放送などにより職員に周知する。

○各部長は、速やかに所属職員の指揮監督を行い、災害情報の収集、伝達、調査その他の応急対策を実施する体制を整えるものとする。

注）地震・津波に関する非常配備体制については、震度4以上の地震が発生した場合や、津波警報等が発表された場合には、配備体制の指示又は発令の有無にかかわらず、定められたそれぞれの配備体制が発令されたものとする。

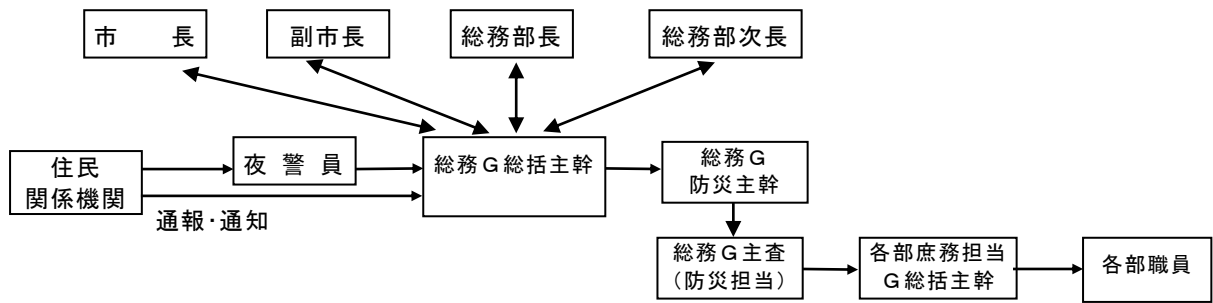


◎勤務時間外の伝達系統

○総務グループ総括主幹は、震度4以上の地震が発生した場合、津波警報等が発表された場合は非常配備区分に基づき関係職員に連絡又は職員を招集するものとする。

○夜警員は、住民及び関係機関等から次に掲げる情報の通報等があったときは、総務グループ総括主幹に連絡する。

- ◆災害関係の情報等が関係機関から通知された場合。
- ◆災害が発生し、緊急に応急処置を実施する必要があると認められる場合。
- ◆災害発生のおそれがある異常現象があった場合。



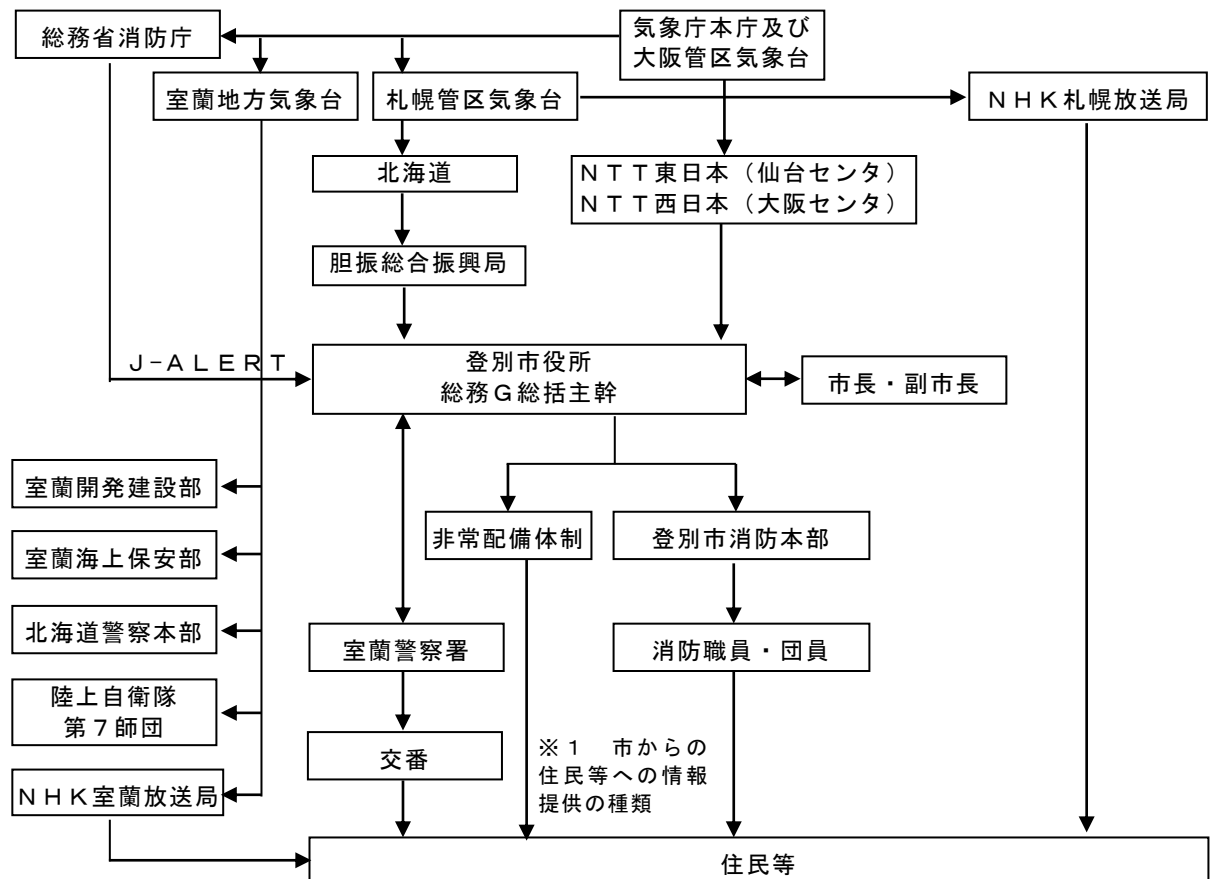
◎警戒体制・配備体制

警戒体制・配備体制については、「登別市地域防災計画『第1編 総則・防災組織』－『第3章 防災組織』－『第3節 非常配備体制』」によるものとする。

2 津波情報の収集・伝達

(1) 津波情報の収集・伝達

津波警報等の伝達系統等は次のとおりとする。



※1 防災行政無線、車両による広報、登録制メール及び緊急速報メールによる発信、町内会長及び防災協力員への電話連絡、FMびゅ～を活用した情報発信

(2) 指定避難所からの情報収集

指定避難所開設後、市職員が避難所内の避難者の安否情報を収集し、防災行政無線にて災害対策本部に報告する。

第4章 避難勧告等の発令

避難勧告等の発令については、「登別市地域防災計画『第2編 風水害防災計画』－『第3章 災害応急対策計画』－『第4節 避難対策計画』」に準ずるほか、次による。

1 発令基準

避難勧告等の発令基準は次のとおりとする。

種別	基準	避難者が目指す避難場所	津波避難所の開設	避難対象地域	災害対策本部等の設置
避難準備・高齢者等避難開始	津波注意報が発表された場合	右記の指定避難所	第1次津波避難所【避難準備・高齢者等避難開始（津波注意報）】	JR線より海側の地域（富浦地区は全域）	災害対策部の設置
避難勧告	遠地地震後に気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報が発表された場合		第1次津波避難所【避難勧告（遠地地震による津波警報）】		災害対策本部の設置（災害対策部から移行）
避難指示（緊急）	・津波警報が発表された場合 ・大津波警報が発表された場合	高台避難場所又は右記の指定避難所	第1次津波避難所【避難指示（緊急）（津波警報・大津波警報）】	「第2章 津波避難計画－1. 避難対象地域」に定める避難対象地域	災害対策本部の設置

2 発令時期及び発令手順

避難勧告等の発令は、市長が前述の発令基準に該当する事態を認知したのち、直ちに行う。

市長が不在あるいは市長に連絡がとれない場合は、次の順位でこれを委任する。

委任順位	職名
順位1位	副市長
順位2位	総務部長
順位3位	総務部次長
順位4位	総務部総務G総括主幹
順位5位	総務部総務G防災主幹

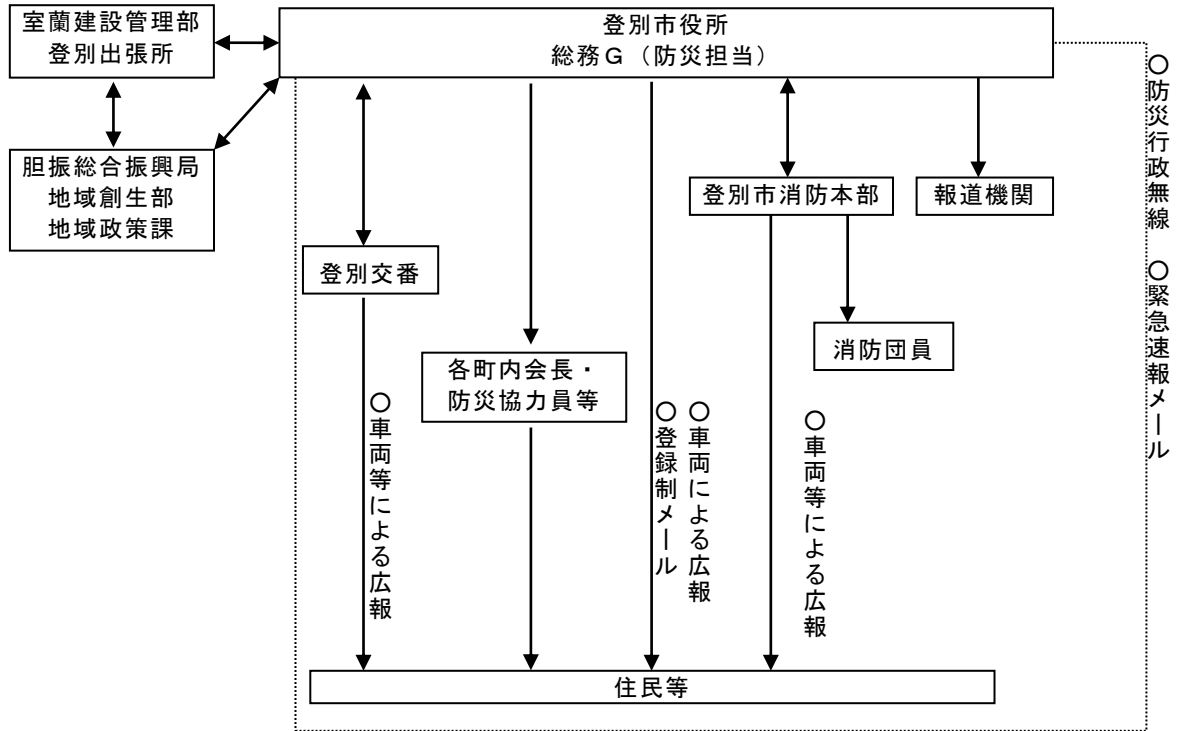
避難勧告等の解除の発令は、津波警報等の解除が発表されるなど、津波による被害発生のおそれがないと判断された時点とする。

ただし、浸水被害が発生した場合は、津波警報等が解除され、かつ、住宅地での浸水が解消した段階を基本とする。

3 伝達方法

避難勧告等の伝達方法は、防災行政無線、車両による広報、報道機関への放送要請、市ホームページへの掲載、電子メール（登録制メール及び緊急速報メール）の送信、町内会長及び防災協力員への電話連絡とする。

伝達系統は次のとおりとする。



避難勧告等の発令内容の伝達文は次の文章を参考に作成する。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

・ 防災行政無線、広報車等

- こちらは、登録市（災害対策部）です。
- 津波注意報が発表されたため、避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。
- 直ちに海岸から離れてください。
- 津波警報への切り替えに備え、避難の準備を始めてください。
- （自主避難所開設の場合）自主避難所は〇〇です。

・ 緊急速報メール

件名：避難準備・高齢者等避難開始発令

本文：こちらは、登録市（災害対策部）です。

津波注意報が発表されたため、市内沿岸部に避難準備・高齢者等避難開始が発令されました。津波警報への切り替えに備え、避難の準備を始めてください。不安な方や避難に時間のかかる方は、自主避難所に避難してください。

【対象地域】〇〇、〇〇、・・・

【避難所】〇〇、〇〇、〇〇、・・・

(2) 避難勧告

- ・ 防災行政無線、広報車等

■こちらは、登別市（災害対策本部）です。
■津波警報が発表されたため、避難勧告が発令されました。
■直ちに海岸や河川から離れ、避難してください。
■避難所は〇〇です。

- ・ 緊急速報メール

件名：避難勧告の発令

本文：こちらは、登別市（災害対策本部）です。
〇〇沖の地震により津波が発生し、津波警報が発表されたため、避難勧告が発令されました。 次の地域にお住まいの方は、避難所に避難してください。自動車での避難は避けてください。
【対象地域】〇〇、〇〇、・・・
【避難所】〇〇、〇〇、〇〇、・・・

(3) 避難指示（緊急）

- ・ 防災行政無線、広報車等

■緊急放送、緊急放送、【津波警報・大津波警報】発表
■こちらは、登別市（災害対策本部）です。
■津波が発生したため、避難指示が発令されました。
■直ちに高台や津波避難ビルへ避難してください。
※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

- ・ 緊急速報メール

件名：避難指示（緊急）の発令

本文：こちらは、登別市（災害対策本部）です。
津波が発生したため、直ちに高台へ避難してください。高台への避難に時間がかかる方は、津波避難ビルへ直ちに避難してください。
【対象地域】〇〇、〇〇、・・・

第5章 津波対策の教育・啓発

津波防災啓発にあたっては、ハード面の整備だけでは限界があり、まず、住民等が「自らの命は自ら守る」という観点に立ち、「何よりも避難」という基本的な考え方を理解し、実践することが重要である。

そのため、津波発生時には円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の津波の危険性、自ら危険に関する情報を収集する重要性、受け身ではなく自ら津波から逃げる能動的な避難行動について、次の手段・内容等により教育・啓発を図る。

1 津波防災啓発の手段

テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディア、広報紙、映像資料、ホームページ、防災研修会等を活用し、啓発に努める。

2 津波防災啓発の内容

津波の被害など、具体的な事例を盛り込みながら住民等に対して次のような防災意識の啓発を図り、周知に努めるものとする。

○津波に対する心得 12 箇条

1	「自分の命は自分で守る」という意識を持つ。
2	海水浴や釣りに出かけるときは携帯ラジオなどを持って行く。
3	高台避難場所を確認しておく。
4	強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
5	地震を感じなくても、津波警報等が発表されたときには、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
6	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
7	津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
8	津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。
9	津波の前に引き潮が必ずあるとは限らない。
10	家族で避難する場所を事前に話し合っておく。
11	避難するときは、原則、徒歩で避難する。
12	町内会等で避難訓練を実施し、平時からスムーズな避難に備えておく。

○津波に対する基礎知識

津波発生メカニズムや津波の速さ、高さなどの知識など。

○津波浸水想定区域

北海道太平洋沿岸の津波浸水予測図に基づく浸水想定区域。

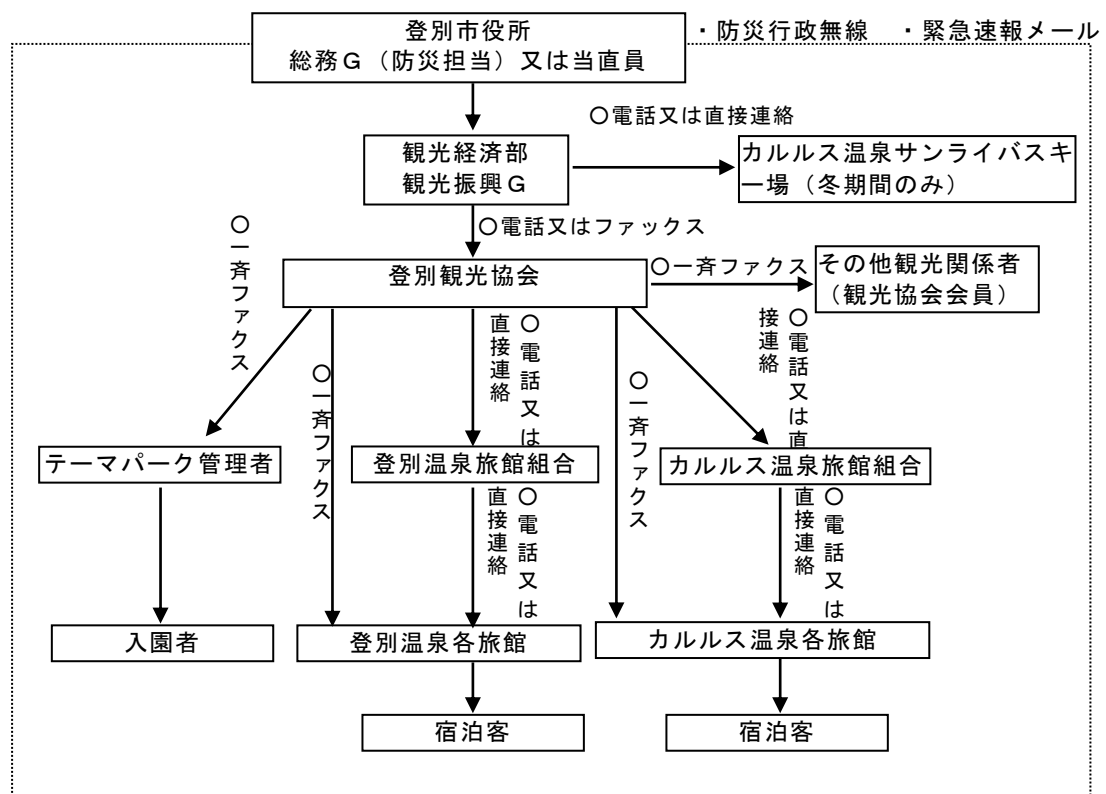
○津波浸水防災マップ

北海道太平洋沿岸の津波浸水予測図による浸水想定区域をはじめ、指定緊急避難場所等を掲載した地図。

第6章 観光客への避難対策

海拔表示、指定避難所までの誘導、避難誘導看板等の表示について、外国人観光客にも配慮して多言語化を図るほか、大津波警報発表時など、有事の際には、登別観光協会や登別温泉旅館組合、カルルス温泉旅館組合、テーマパーク施設管理者等関係団体と連携して、観光客等への津波情報の周知を図る。

伝達系統は次のとおりとする。



沿革

平成25年11月 策定

平成29年 2月 一部変更

登別市総務部総務グループ（防災担当）

電 話 0 1 4 3 - 8 5 - 1 1 3 0
ファクス 0 1 4 3 - 8 5 - 1 1 0 8
Eメール bousai@city.noboribetsu.lg.jp